

資 料

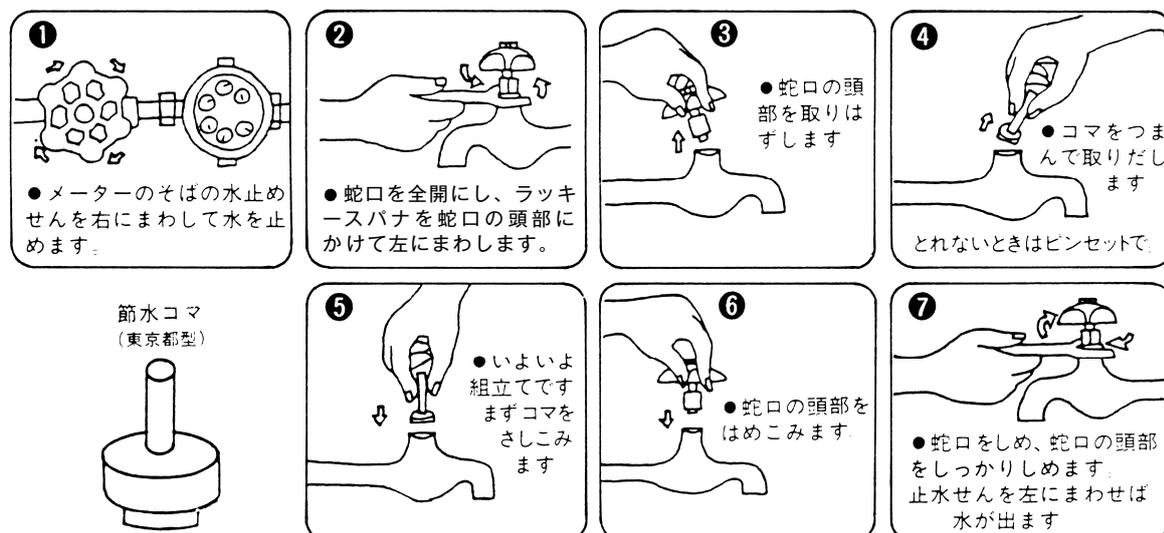
1	蛇口のコマ、パッキンの取りかえ方……………	53
2	住宅用火災警報器のご使用上の注意について……………	54
3	東京都営住宅集会所使用要領……………	55
4	みなさんが修繕する主な範囲……………	58
5	インターネット通信事業者のお問い合わせ先……………	60

資料編

1 蛇口のコマ、パッキンの取りかえ方

どなたでも家庭でかんたんに取りかえられます。

(蛇口によっては節水コマがつかえない場合があります。)



節水コマは水道局営業所で
無料でお配りしています。

●蛇口の漏水

ポタポタ落ちる程度でも、1時間に約1ℓ、1か月で風呂桶5杯(約700ℓ)にもなります。糸状で漏れる程度で、1時間に約8ℓ、1か月風呂桶41杯(約5,800ℓ)にもなります。

●トイレの漏水

発見しにくいのですが、水面がかすかに動いている状態でも、1時間に30ℓ、1日で風呂桶5杯程度の量となり、この漏水分はご使用者の負担となり、思わぬ出費となります。

●漏水の発見方法

蛇口を全部とめてから、水道メーターを見てください。赤い針(1ℓ指針)がまわっていれば、どこかで漏水しています。

●「にごり水」などに注意してください。

管の中を流れている水が、何かの原因で流れの速さや方向に変化がおこると、蛇口から白い水や、赤い水が出ることがあります。

●白い水は水道管の中に入った空気がかきまわされて、無数のアワとなって水中にふくまれたものです。

●赤い水は水道管の中の鉄サビが流れ出たものです。洗たく物にご注意ください。

(塩素の匂いがするのは、水が殺菌されている証拠です。)

2 住宅用火災警報器のご使用上の注意について

都営住宅等では、住戸内に「自動火災報知設備（共同住宅用自動火災報知設備）〔詳細は15ページをご参照ください。〕」が設置されていない住宅に住宅用火災警報器が設置されています。

住宅用火災警報器の使用については、次の点にご注意ください。

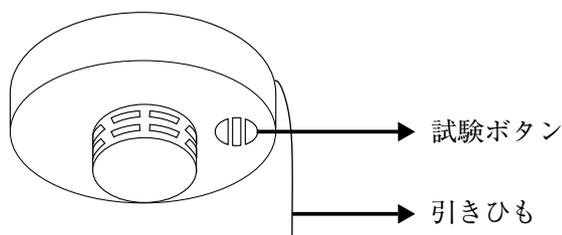
(1) 住宅用火災警報器は、火災以外で作動する場合がありますのでご注意ください。

- スプレー式殺虫剤、ヘアスプレーなどが直接かかったとき。
- タバコの煙、調理の煙や湯気などが直接かかったとき。
- くん煙式殺虫剤などの煙を発生させたとき。

※くん煙式殺虫剤等を発煙しますと動作しますので、発煙を行うときは、火災警報器に煙が入らないようにビニール袋等で一時的に覆ってください。

- 煙感知部にホコリや虫が入ったとき。

火災警報器の代表的形



(2) 定期的（1か月に1回程度）に動作確認を行ってください。

- 機器についている試験ボタンや引きひもで、簡単に動作確認ができます。

3 東京都営住宅集会所使用要領 (本文28ページ参照)

東京都営住宅集会所使用要領

第1条 東京都営住宅（東京都営住宅条例、東京都福祉住宅条例、東京都地域特別賃貸住宅条例及び東京都特定公共賃貸住宅条例に基づく住宅）集会所（以下「集会所」という。）の使用については、この要領の定めるところによる。

第2条 集会所は、入居者の福利厚生、文化教養等を目的とする集会所を行うため、入居者が使用することを原則とする。

2 集会所の管理運営は、原則として、入居者の大半で組織する団体（以下「自治会等」という。）が行うものとする。

第3条 集会所は、東京都住宅政策本部（以下「住宅政策本部」という。）、自治会等の代表者又は自治会等の代表者が指定した者（以下両者を「代表者等」という。）並びに近隣住民の大半で組織する地域団体の代表者（以下「町会長等」という。）の三者が、別紙標準様式に基づき作成した「東京都営住宅集会所の使用に関する覚書」（以下「覚書」という。）を締結した場合、当該覚書の範囲内で都営住宅入居者以外の近隣住民も使用できるものとする。

第4条 集会所を使用しようとする者は、別紙様式による使用申込書を代表者等に提出し、その承諾を得て使用することができる。

第5条 集会所の使用に伴う光熱水費等は使用者の負担とする。

2 集会所の小修繕等の経費は、都営住宅の使用者の費用負担区分に関する基準により、住宅政策本部又は使用者が負担するものとする。

3 集会所使用に伴う経費については、自治会等が会計し、必要に応じて入居者等に公開するものとする。

第6条 代表者等は、集会所が公平かつ円満に使用できるよう適切な指示を行うものとする。

2 集会所を使用する者は、代表者等の指示に従わなければならない。

第7条 集会所の使用者は、次のことに留意して使用しなければならない。

一 集会所の使用時間は午前9時から午後9時までを原則とする。

二 声高、騒音を発する等付近の居住者に迷惑をかけないように使用する。

三 使用責任者は、集会所の使用終了後直ちに清掃し、火気戸締等の点検を行い、代表者等に届けなければならない。

第8条 代表者等は、使用目的が適切でないとき又は管理上支障があると認めるときは使用者に対し、使用中止の勧告を行うことができる。

2 使用者が前項の勧告に従わないときは、代表者等は住宅政策本部に連絡し、その指示に従うものとする。

第9条 この要領に定めるもののほか集会所使用についての必要な事項は、代表者等において定めるものとする。ただし、第3条の規定により住宅政策本部、代表者等及び町会長等において、覚書を締結した都営住宅の集会所については、住宅政策本部の指導のもとに代表者等と町会長等において相互の協議により定める。

2 集会所の使用にあたっての指導は、住宅政策本部が行うものとする。

都営住宅集会所の使用に関する標準覚書

_____区・市 _____町 _____丁目 _____番の _____アパートの集会所・室
の使用について、東京都を甲、_____アパートの代表者等を乙、近隣の _____
区・市 _____町会長等を丙とし、次のように覚書を締結する。

第1条 本集会所は、団地内居住者と近隣住民との融和を図り、良好なコミュニティを形成するための施設として使用するものとする。

第2条 集会所を使用する者は、別紙「東京都営住宅集会所使用要領」その他の甲の関係規定及び決定を遵守するものとする。

第3条 集会所の管理運営は、甲の指導のもとに団地内居住者と近隣住民で構成する運営委員会を設置して行うものとする。

上記覚書締結の証として本書を3通作成し、各1通を保有するものとする。

令和 ____年 ____月 ____日

甲 東京都住宅政策本部
都営住宅経営部長

乙 _____丁目アパート

丙 _____町会

都営住宅集会所使用申込書

令和 年 月 日

殿

申込者 住 所

氏 名

電話番号

都営住宅集会所使用要領第4条に基づき 集会所の使用を下記のとおり申込みます、なお使用については都営住宅集会所使用要領の規定を遵守します。

記

- 1 使用日時 令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分
- 2 使用目的
- 3 使用人員
- 4 使用責任者
- 5 その他特記
事 項

4 みなさんが修繕する主な範囲

区分	基準	細目(対象及び施行範囲)	構造別
1 建 物	(1) 建具及び付属する金属類の修繕及び取替え (襖障子については(2)による。)	機能を減失した建具本体の修繕及び取替えは除く。 レール、引き手、ドアチェック(ドアクローザ)、ねじ締め、空錠、ラッチ、クレセント、シリンダー錠、電子キー、箱錠、丁番、安全鎖、ドアスコープ、のぞき窓ガラス、ドアに付属する牛乳受、新聞受等建具に付属する金物類。ただし、鋼製及びアルミ製の建具の調整は除く。	共通
	(2) 襖及び障子の張替え、修繕及び取替え	紙、ふすまの縁及び骨、障子の棧引手及び把手等の付属金物。	
	(3) ガラスの取替え		
	(4) 壁、天井の汚損箇所の塗替え	住居内の汚損箇所。	
	(5) 炊事流し台、調理台、コンロ台、戸棚、水切棚、下駄箱、カーテンレール、住居表示板(室名札)、牛乳受箱及び物干し等の修繕並びに付属金物の修繕及び取替え		
	(6) 畳の裏返し及び表替え並びに畳床の修繕及び取替え		
	(7) 付け長押、コーナービートの修繕	付け長押の取付直しは除く。	
	(8) 換気孔の修繕並びに付属物の修繕及び取替え		
2 電 気	(1) 電灯設備 照明器具、配線器具、チャイム等の修繕及び取替え	電球、蛍光灯ランプ、グローランプ、グローブ、スイッチ、コンセント、シーリンググローゼット、押ボタン、アース端子、ヒューズ等。	共通
	(2) テレビ受信設備 各戸視聴用の接続端子の修繕及び取替え		
3 換 気 設 備	(1) 換気扇(プロペラ形)の修繕及び取替え		共通
	(2) ダクト用ファンのフィルターの修繕及び取替え		
	(3) レンジ用フードファンのフィルターの修繕及び取替え		
4 給 水 衛 生	(1) 給水栓及びパッキン類の取替え	水栓本体、パッキン、コマ、シングルレバー水栓(カートリッジ含む)	共通
	(2) 洗濯槽、洗濯機用防水パン、洗面器及びその付属品並びに炊事流し用排水金物の修繕及び取替え	目皿、こしあみ、共栓、鎖、洗濯機用ホースホルダー、炊事流し用排水金物のスノコ(合成ゴム製)及びクズカゴ等の付属品、部品接続部のパッキン。ただし、トラップ本体の取替えは除く。	
	(3) 便器の洗浄弁、洗浄装置のパッキン類、ハンドル等の部分の修繕及び取替え	ロータンク、ハイタンクの内部金物の部品交換は除く。洗浄管、イナズマ管の老朽による取替えは除く。	
	(4) 大小便器、便座及び紙巻器の取替え		
	(5) 鏡の取替え		中・高
5 給 湯 槽 ・ 風 呂 釜 ・ シ ス テ ム	(1) 風呂釜の部品の修繕及び取替え	出湯管本体、シャワーヘッド、シャワーホース、シャワーハンガー、パッキン、コマ、点火ハンドル、出湯管つまみ、シャワーつまみ、湯温調節つまみ、能力切替えつまみ、排水つまみ(水抜き栓つまみ)、器具栓つまみ、強化ガスホース、安全装置(空だき・湯沸・器体各加熱防止装置)。	中層・高層
	(2) 給湯器システムのリモコンカバーの修繕及び取替え		
	(3) 浴槽の部品及びふたの修繕及び取替え	鎖付共栓、湯止め(湯あたり)、循環フィルター	
6 地 域 給 湯	(1) 湯水混合栓、シャワー及びパッキン類の修繕及び取替え	湯水混合栓本体、シャワーヘッド、シャワーホース、シャワーハンガー、パッキン、コマ。	中層・高層
	(2) 熱交換器の部品の修繕及び取替え	操作バルブ。	
	(3) 追焚装置付浴槽の部品及びふたの修繕及び取替え	湯温調整バルブ(ヒーティングバルブ)、鎖付共栓、湯止め(湯あたり)。	

区分	基 準	細 目 (対象及び施行範囲)	構造別
7 ガス	(1) ガスカランの修繕及び取替え		共通
8 及び専用部分の清掃費	(1) 屋内排水管の清掃に要する費用		共通
	(2) 屋外排水管、污水管、接合枘及び排水溝の消毒及び清掃に要する費用	第1 桵以降の排水管、污水管、接合枘の清掃は除く。	
	(3) 電気、ガス、上水道及び下水道の使用料	地域給湯設備のある住宅にあつては熱料金を含む。	
	(4) し尿、塵かい及び排水の消毒、清掃及び処理に要する費用		
	(5) 区分3の換気設備の清掃に要する費用		
9 付帯施設等の修繕・維持並びに清掃費及び使用料	(1) 足洗場、水呑場、ゴミ容器置場の給水栓パッキン類、止め金具、目皿鎖の取替え及び共用灯、屋外灯に付属するスイッチ、ヒューズ、照明器具カバー、グローブ、管球類の取替え		共通
	(2) 集会所(室) その他 (1) 以外の付帯施設の建物並びに設備の修繕及び取替えについては、専用部分の負担区分に準ずる		
	(3) 電気、ガス、上水道及び下水道の使用料		
	(4) し尿及び塵芥処理並びに消毒及び清掃に要する費用		
	(5) し尿浄化槽(活性汚泥槽を含む。)の維持管理に要する費用		
	(6) 昇降機の維持管理に要する費用		
	(7) 児童遊園、広場及び道等の清掃、除草並びに樹木草花、いけ垣等の維持に要する費用	樹木の害虫駆除は除く。	
	(8) その他付帯施設の維持管理に要する費用		
10 車椅子使用者世帯向住宅	(1) 湯沸器、暖房便座、浴槽、インターホン、連絡用ブザー等並びにこれらの付属品の修繕及び取替え		中層・高層
	(2) その他の修繕及び維持に要する費用等は、1～9までの負担区分に準ずる		
11 身体障害者住宅設備	(1) 警報盤、火災報知機、ガス警報器、照明器具、点滅ランプ手摺等の修繕及び取替え	警報盤、火災報知機、ガス警報器等の取り替え及び大規模な修繕は除く。	共通
	(2) その他の修繕及び維持に要する費用等は、1～9までの負担区分に準ずる		
12 実防音施設住宅	(1) 冷暖房設備 冷暖房設備の修繕及び取替え	屋外機、冷媒管、冷暖房機、熱交換型換気扇及びダクト、コントロールスイッチ、電気コンセント等の付属物。	共通
	(2) その他の修繕及び維持に要する費用等は、1～9までの負担区分に準ずる		
13 給湯システム暖房	(1) 給湯器システムのリモコンカバー及び浴槽の循環フィルターの修繕及び取替え		高層

5 インターネット通信事業者のお問い合わせ先

(1) VDSL方式・光配線方式(令和5年4月現在)

事業者	お問い合わせ先	受付時間
東日本電信電話(株) (NTT)	インターネットのご相談 0120-116116	9:00~17:00 (土日祝日受付 年末年始除く)
KDDI(株)※	KDDIブロードバンド キャンペーンセンター 0120-92-5000	9:00~20:00 (土日祝日受付 1/1・1/2除く)
(株)U-NEXT※ (旧アルテリア・ネットワークス)	U-NEXT申し込み受付窓口 0120-979-524	11:00~19:00 (土日祝日受付)
ソニーネットワーク コミュニケーションズ(株)	NURO光サポートデスク 03-6705-5838	事前予約制 (土日祝日受付)

注1 ※印は同社の回線がすでに引き込まれている場合のみ申込みが可能。

(2) CATV配線方式(令和5年4月現在)

事業者	提供エリア	お問い合わせ先
イツツ・コミュニケーションズ(株)※ (イツツコム)	目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、 町田市	0120-109199
人間ケーブルテレビ(株)※	瑞穂町	0120-055037
(株)ジェイコム東京※	中央区、港区、新宿区、台東区、 墨田区、大田区、世田谷区、中野 区、杉並区、北区、板橋区、練馬区、 足立区、江戸川区、八王子市、立 川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、 昭島市、調布市、小金井市、小平市、 日野市、東村山市、国分寺市、国 立市、狛江市、東大和市、清瀬市、 東久留米市、武蔵村山市、多摩市、 西東京市	0120-999-000
(株)ジェイコム千葉※	葛飾区	0120-999-000
(株)ジェイコム湘南・神奈川※	町田市、稲城市	0120-999-000
多摩ケーブルネットワーク(株)	福生市、青梅市、羽村市、瑞穂町	0428-32-1351
(株)多摩テレビ	多摩市、八王子市、町田市、稲城 市	0120-118-493

事業者	提供エリア	お問い合わせ先
東京ケーブルネットワーク(株)	文京区、荒川区、千代田区、中央区、新宿区	0800-123-2600
東京ベイネットワーク(株)	中央区、江東区	0120-44-3404
豊島ケーブルネットワーク(株) (としまテレビ)	豊島区、板橋区	0120-59-5144
(株)ケーブルテレビ品川	品川区、港区、目黒区、大田区	0120-559-470

注1 提供エリアに掲載されている区市町は全域または一部の区域のものを含む。

注2 ※印は複数の都県で事業を実施している事業者を示す。

イ 注意事項

- ※ 各通信事業者とのご契約、工事費、使用料等はみなさんのご負担になります。
- ※ 接続障害が発生した場合を含め、いかなる場合においても、東京都及び東京都住宅供給公社は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。
- ※ 各住宅の利用状況等により、開設に時間がかかる場合や、回線が増設できない場合がありますので、事前に各事業者にご確認ください。
- ※ VDSL方式及びCATV配線方式は共用部の電源を使用しています。点検、故障、事故等により電源の供給が停止された場合はインターネットサービスがご利用できなくなります。
- ※ 東京都は各通信事業者と協定を締結しています。設備の導入にあたり、東京都（東京都住宅供給公社）への申請は各通信事業者が行うこととなっています。通信事業者から質問があった場合は、東京都住宅供給公社へ直接連絡するよう伝えてください。
- ※ 建物共用部や内装工事の必要のない無線によるインターネットのご使用については、上記の事業者によらず、サービス提供事業者に直接ご相談ください。
- ※ 開設にあたり共用部の鍵が必要となる場合は、東京都（東京都住宅供給公社）と通信事業者との取り決めにより、通信事業者から東京都住宅供給公社へ直接連絡することになっています。

通信事業者から共用部の鍵を借りておくよう依頼があった場合は、東京都住宅供給公社に直接連絡するよう伝えてください。